

**第1問** (4割の配点。答案用紙「第1問」の面。2~3行程度でも十分。)

次の(1)と(2)をいずれも満たす行為の具体例を1つ挙げてください(架空のものでもよい)。そして、その具体例が(2)を満たす理由を簡潔に説明してください。

(1) 抱き合わせの行為要件を満たす。

(2) 仮に主たる商品役務の市場で行為者の市場シェアが高い場合でも、従たる商品役務の市場での排除効果は生じそうにない。

**第2問** (6割の配点。答案用紙「第2問」の面。その面の半分くらいでも十分。)

以下の論述が説得的であるかどうかを、授業内容を踏まえて、論じてください。

もっとも、この〔独禁法2条4項の〕規定は、〔略〕、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」および「公正な競争を阻害するおそれ」にいう競争を定義する規定であると解する考え方もありうる。しかし、そうだとするとこの規定は、競争を、一方では広く定義しすぎ、他方では狭く定義しすぎているという懸念がある。まず、定義が広すぎることになるというのは、この定義では2以上の事業者が同一の販売先を奪い合う関係(競い合い)にあれば競争が存在し、それを制限すれば競争の制限になりそうであるが、二事業者の間の競い合いがあればつねに「市場における競争」があるとはいえず、またその競い合いが消滅しても直ちに「市場における競争」を「実質的に制限する」とはいえないことである。〔略〕競争を実質的に制限するという場合、誰かが価格を引き上げまたは産出量を削減するなどして市場全体における競争機能が損なわれて初めて独禁法が問題とする競争の制限になる。逆に定義が狭すぎることになるというのは、たとえば、「需要者」を事業者に限定し、労働者やフリーランス、消費者を含めないと解するならば、企業が従業員の賃金の最高額を決めたり、プロスポーツ団体が選手の獲得・移籍等に関して制限を設ける場合に、従業員や選手を雇用するという競争は2条4項にいう競争ではないとされるおそれがあることである。消費者を獲得しようとする競争も同様である。しかし、優れた従業員や選手を獲得することは、企業の業績を上げたりプロスポーツ団体が他の団体と戦うという競争を行う上で重要な要因であり、かつこのような競争自体が企業やプロスポーツ団体間で行われる重要な競争である。さらに、このような競争を制限すれば、〔価格や数量などが左右されるなどの〕競争の弊害も発生する。〔略〕、これらの競争を独禁法上の競争概念から除く根拠はないといえる。

(泉水文雄『独占禁止法』(有斐閣、2022年6月)36~37頁より。脚注番号を省略し、また、解答者が解答に専念できるよう〔 〕により補正しています。)